

ある運転手の失敗

・・・交通事故を惹き起こして・・・

1990年3月3日実施

脚本 市川清文

《出演者》

ナレーター

斎藤一郎(加害者)

桜井太郎(弁護士)

渡辺次郎(被害者の夫)

検事

三田佳子(被害者代理人弁護士)

工藤静香(斎藤の恋人)

明智五郎(保険会社代理人)

刑事裁判官

書記官

廷吏

証人

民事裁判官

看守(声のみ)

女子事務員

第1幕 代用監獄

千葉本町警察署留置場

場内溶暗。幕閉まったまま。

暗い中、子供達の遊ぶ声・人声多数。自動車の行き交う騒音、若干。

と、突然、けたたましい自動車のブレーキ音と、ガチャンという衝突音。一瞬、騒音が止まったかと思うと、次の瞬間、ざわざわという人声。「どうした!」、「人が轢かれたゾッ!」、「自転車がはね飛ばされたらしい」、「中年の女の人だってよ!」、「すみませーん、だれか救急車呼んでくれませんか!」、「もう呼びに行ってるゾッ」、「大丈夫か!」、「頭打ってるよ!」、「頭から血が出てる」、「こりゃあ、ひでえや」、「救急車は何してんだよ!」、「運転手!運転手はこっちにいなきゃだめだよ!」、「馬鹿!、動かしちゃだめだ!」、「救急車はまだか!!」、「押すなよ!」・・・がやがや、ぞろぞろ。その内、ピーポー、ピーポーという救急車の音が近付いてくる。ピーポーの音、段々大きくなって、一杯になったところで、突然、止まる。

いつの間にか、幕が開いている。しかし、依然、舞台は真っ暗である。

舞台下手に、留置場の内部。斎藤一郎が正面を向き、膝を抱えて座っている。うなだれている。斎藤を中心に、小さくスポットが溶明する。

斎藤一郎の独白が、スピーカーから流れる。斎藤は、年令27歳。宅配便の会社に勤務する運転手である。工藤静香という恋人がいる。

独 白 (一言毎に溜め息をつきながら、ゆっくり) ああ、どうしてこんなことになっ

てしまったんだ・・・。何でなんだ・・・。どうすればいいんだ・・・。どうすればいいんだ・・・。お母さん、心配してるだろうなあ。静香さんも・・・。ああ、仕事だってあるし・・・。・・・何でこんなことになってしまったんだあ・・・。

(やや、あって)

ナレーション(女性の声)

ここは、警察の留置場です。数日前に発生した交通事故の加害者として、斎藤一郎が勾留されています。

この斎藤一郎のような人を被疑者と呼んでいます。斎藤一郎は、運転を誤って人に怪我をさせたということで、道路交通法違反と業務上過失傷害の疑いで、身柄を拘束されているのです。

警察に逮捕されると、警察は四八時間以内、つまり二日以内に被疑者を検察庁に送らなければなりません。俗に言う送検です。送検された検察庁では、今度は二四時間以内に裁判所に対し勾留の請求をしなければなりません。

いずれの場合も、それらの手続が行なわれない場合には、被疑者を釈放して、拘束から解放しなければならないことになっています。

さて、斎藤一郎の場合は、既に逮捕から五日が立ちました。その間に、警察から検察庁に身柄が送られ、更に裁判所に勾留の手続がとられ、10日間の勾留決定が出されています。この勾留の間は、本来、拘置所に身柄が置かれるべきですが、大部分は、警察の留置場を拘置所の代わりとして使用するいわゆる代用監獄に留置されます。斎藤の場合も、逮捕した担当署である千葉本町警察署の留置場に留置されています。

看守(警官)の声(スピーカーから)

おい、斎藤一郎。弁護人の接見だぞ！

(ガチャガチャという鍵束の音。鉄格子の、きしむ音、ガチャーンとぶつかる音。斎藤一郎が顔を挙げて立ち上がろうとする。そのまま溶暗)

舞台上手側に接見室。接見用プラスチック壁を挟んで右側に弁護士桜井太郎が椅子に腰かけている。壁の左側は被疑者用の椅子が置いてあるが、だれも座っていない。ややあって、斎藤一郎が左側から被疑者用の部屋に入ってきて、椅子に座る。

弁護士 やあ、今日は。気分はどうだね。

斎藤 はい、なんとか大丈夫です。それより、どうでしたか。

弁護士 うん、今日、担当検事に会って来ましたが、検事は、まだ処分を決められる段階ではないといっているんです。まあ、まだ勾留期限までに八日間あるからそれも仕方ないとは思いますがね。

斎藤 私は一体どうなってしまうのでしょうか。

弁護士 うん、まだ処分が決まった訳では無いので、断定的に言える段階ではありませんが、被害者が飛び出したために起こった事故だということは、検事も一応は認めているようですよ。ただ、それにしても、そう断定していい段階ではない、つまりもっと目撃者なりからの証言を集める必要があるというんです。それに、被害者の回復の可能性如何では、被害者からも事情を聴きた

いというんです。

齋藤 渡辺さんの怪我の状態はどうなんですか。

弁護士 うん。まだ意識が回復しないようですね。頭を打っているので、なかなか治療も難しいようなんです。医者にも会って話を聴きましたが、ここ数日が山だっているんです。仮に意識を回復したとしても、後遺症が出るだろうということでした。

齋藤 うちの会社の車は全部対人賠償無制限の自動車保険に入っているんで、早く賠償金を出して被害者に払ってくれるように、先生の方からも言って欲しいんですが。

弁護士 その自動車保険に入っていたことは不幸中の幸いでした。仮に被害者の方が亡くなったとしても、無制限の保険に入っているんで、賠償は確実に出来る筈ですからね。あなたの刑事責任の行方にも影響してきます。

それより、警察での調べは進んでいますか。

齋藤 今日調べを受けました。実際に現場まで行って、何処で被害者を発見したのかとか、色々聞かれました。

弁護士 事故の原因については、あなたはどう説明しているんですか。

齋藤 ここへは行ってから、ぼくなりいろいろな思い出したり考えたりしているんですが、やっぱり、僕がライターを拾おうとして屈みこんだときに、運悪く渡辺さんが自転車で飛び出して来たんです。ライターなんか拾うんじゃ無かった！

弁護士 すると、あなた自身にも過失があった、前をよく見ていなかったということですね。

齋藤 その点は弁解できないと思っています。

弁護士 渡辺さんの飛び出しの点についてはどうなんですか。あなたとしては飛び出したことは見ていたんですか。

齋藤 それがどう考えても思い出せないんです。気が付いたら目の前に渡辺さんがいて、自転車があって、夢中でブレーキを踏んだことしか覚えていません。だから警察にもその通りに説明しています。

弁護士 あなたの言い分は、きちんと説明すべきですよ。飛び出したのか、そうでは無いのかは、あなたの過失の大きさに影響します。

齋藤 (沈黙)

弁護士 今日、もう一度、現場へ行ってみました。あなたが走っていた道路に、左からぶつかってくる細い道があって、T字路になっている。その細い道の方から渡辺さんが自転車で飛び出して来たんですね。

齋藤 渡辺さんの自転車の前の方が右を向いていましたから、多分、左の道から飛び出して来たと思うんですが、肝心の、出てくるところはどうしても思いだせないんです。でも、目撃者の話ですと、飛び出しだったとっているそうです。取り調べ警官が言っていました。

弁護士 あそこにはちょうどブロック塀があるんですね。全く見通しが効かない。飛び出しされたら、自動車の方は避けようがないですよ。まあ、あなたがラ

イターを拾うために一瞬、脇見をしたなんてことが無ければ、あなたに責任はなかったんでしょ。

斎藤 先生。警察の話ですと、示談が出来ればすぐに出られるだろうと言っているんですが、どうでしょう。なんとか示談に出来ませんか。

弁護士 いや、被害者の方の怪我の状態がどうなのか、見当もつかないんですから示談なんか出来っこありません。第一、損害がいくらになるのか計算もできませんからね。意識を取り戻して復帰出来るのか、それとも最悪の場合、亡くなってしまうのか、それぞれの場合によって賠償額も当然違ってきます。

斎藤 何とか、一部だけでも示談ということは出来ませんか。

弁護士 まあ、現在、病院の費用の方は、保険から出ていますし、それから渡辺さんはパートで働いていたので、その分の休業損害は一応支払われているので、最低部分の賠償は進行中といってもいいんですが……。

斎藤 (さえぎって)でも、示談が出来ないと刑事責任にも影響するっておっしゃっていたじゃないですか。そうするとこのままスルズル行くと、起訴されるかどうかとか、裁判でも不利になってしまうと思うんですが。

弁護士 実は、ひとつ考えていることがあるんです。保険会社は、示談ということになれば、当然、損害額が算定出来る状態にならなければならないというでしょう。しかしそれでは裁判には間に合わない。もちろん不起訴にしてみらうための環境作りにも手遅れです。そこで、あなたの考えを聞きたいんですが、保険会社の賠償とは別に、あなたから被害者の方に、直接、見舞金みたいなものを支払う考えはないですか。いや、もちろん、無理にというわけじゃないし、それに被害者の方が受けとってくれるかどうかとも問題なんだが。

斎藤 いくら位でしょうか。少しなら蓄えもあります。

弁護士 被害者の怪我の状況いかんも絡んでくるけど、基本的には、あなたの気持ちの問題でしょう。いずれにせよ、渡辺さんは重傷だから、あなたの精一杯のお見舞いの気持ちを表しているという額になるとは思っただけ。

斎藤 先生。実は結婚資金にと思って溜めていたお金が少しあります。僕の親父に話して静香さんに面会に来てくれるように言って下さい。

弁護士 静香さんっていうのは、あなたのフィアンセですね。わかりました。おさんに頼んでみましょう。

斎藤 お願いします。(頭を下げる)

(溶 暗)

音楽、バロック。一瞬高く、その後、低く。バロック音楽を背景に、舞台転換の間、スピーカーを通じて渡辺花子の夫渡辺次郎の独白が流れてくる。

花子、どうして死んでしまったんだ。花子。目を明けてくれ。花子~~。俺を置いて行かないでくれ、花子、花子。オイオイ(と泣く声)。子供たちだってまだ小さいんだぞ。おまえが帰って来るってみんな信じているんだぞ。おい花子、何とか言っとくれよ。オイオイ(と泣く声)。みんなと一緒にまたスキー行こうねって約束したばかりじゃないか。今度は板も揃えようねって楽しみにしていたじゃないか。どうしたんだ、どうして返事してくれないんだ、花子。

いつもニコニコ笑ってくれたじゃないか、笑っとくれよ。目を明けとくれよ。
花子～～。

バロック音楽、次第に高くなり、やがて遠くなる。

第二幕 法律事務所

桜井太郎法律事務所

中央やや右側に応接セット。左側に執務机がある。机に向かって、弁護士桜井太郎が何やら書き物をしている。桜井太郎のところにだけスポットがあたり、その余の部分はぼんやりと明るい程度。

ナレーター 交通事故の被害者渡辺花子は、事故からちょうど一週間目に亡くなりました。享年四二歳。夫と、中学一年の長女、小学校三年生の長男が遺されました。

斎藤一郎の容疑は業務上過失傷害から業務上過失致死に切り替えられ、勾留期限の切れる日、斎藤は千葉地方裁判所に起訴されました。起訴された被疑者は、起訴によって被告人と呼ばれるようになり、刑事裁判において検察官と対等な関係になります。そしてその後は、裁判所によって保釈が認められれば、裁判の間、自由を取り戻すことも可能です。斎藤一郎の場合も。起訴後、直ちに弁護人によって保釈申請の手続が取られ、これが認められたので、斎藤一郎は自宅に帰っています。

弁護人と裁判所との打ち合わせの結果、刑事裁判の期日は一箇月先と決まりました。

(電話のベルの音。事務員が対応する。事務員は姿を見せない。事務員とのやり取りはスピーカーから聞こえる。)

事務員 はい、桜井太郎法律事務所です。

三田佳子 もしもし、弁護士の三田と申しますが、桜井先生、いらっしゃいますか。

事務員 はい、少々お待ち下さい。(ここで肉声)、先生、三田佳子先生からお電話ですが。

(この後、三田の声はスピーカーから。桜井の声は肉声でのやり取りとなる。桜井が電話に出る。)

桜井 もしもし、お電話代わりました。桜井ですが。

三田 三田です。先日、お話戴いた件でお電話しました。

桜井 ああ、あの渡辺さんへのお見舞金の件ですね。それでどうでした。何とかなりそうですか。

三田 ええ、ようやく、受け取ることだけは何とか了解をとりました。

桜井 それはありがたい。恩に着ます。

三田 但、受け取るだけです。嘆願書なんかは書けませんが、それはしょうがな

いでしょう。「そんなもの、受け取れるものか」というのを、ようやく納得してもらったんですから。

桜井 嘆願書なんてぜい沢は言いませんよ。とにかく受け取ってもらえるだけで御の字です。でも領収証だけは戴けるでしょう。

三田 それは当然のことですから。それと、このお見舞金は損害賠償金とは別ということですが、間違いありませんね。あとで損害金から引くななんていうんじゃ、全く意味が無いばかりか刑事裁判に利用されただけになってしまいますから。

桜井 当然です。斎藤君の車は会社で対人賠償額無制限の自動車保険に入っているから、賠償の方は支払い能力には全く問題が無い。だからそれとは別にどうしても斎藤君の気持ちとしてお見舞金を受け取って欲しいということなんですよ。

三田 分かりました。それじゃあ、先におっしゃられたとおり、明日、先生の事務所にお伺いしますので、よろしいですね。

桜井 もちろんです。本来ならこちらから伺わなければいけないのに恐縮です。それじゃあ、お待ちしています。

三田 失礼します。

(ガチャッと電話の切れる音。)

(溶 暗)

(そのまま桜井太郎法律事務所。溶明すると、桜井と斎藤一郎が応接セットをはさんで向かいあっている。)

斎藤 それじゃあ、やっぱり示談は無理なんですか。

桜井 ぼくも色々努力はしてみたんですが、保険会社の方がどうしても納得してくれないんです。まあ、飛び出し事故ということになれば、当然過失相殺ということになって、被害者の過失がどの程度かが問題とならざるを得ない。しかし、そうはいっても遺族としてはなかなかそうですかって納得しがたいしね。

斎藤 そうすると賠償問題の方はやっぱり裁判かなんかになっちゃうんでしょうか。

桜井 そうですね。このまま決着がつかなければ民事訴訟ということになるでしょう。

被害者の遺族の代理人の話ですと、近々、訴訟に踏み切るということでした。まあ、そうなれば、形の上ではあなたが被告ということになってきますが。

斎藤 すると裁判の方は、先生にお願いした方がいいんでしょうか。

桜井 いや、それは保険会社に顧問弁護士がいますから、その弁護士があなたの代理人という形で、裁判には対応することになるでしょう。あなたが被告と

はいつでも、あなたが負ければ、当然保険契約に従って保険会社はその分を支払うことになるんですから。

斎藤 それじゃあ、わたしの方は何もしなくていいんですか。

桜井 当面は、待っているしか無いでしょう。

斎藤 あの、それでこれ、お見舞金なんですが、どうしましょうか。

桜井 それは、あなたから直接渡辺さんに渡して下さい。その方がいいでしょう。

斎藤 渡辺さん、本当に来てくれるのでしょうか。なかなかお見舞金の件、承諾して貰えなかったし。

桜井 多分大丈夫でしょう。渡辺さんだって、色々、苦しんだ訳だけど、それをようやく乗り越えて、お見舞金を受けとってくれることになったんですから。でも、万一、来れないようだったら、渡辺さんの代理人の先生に受けとって貰えばいいでしょう。

斎藤 わたしの刑事裁判の方ですが、示談ができてなくてもお見舞金で大丈夫でしょうか。

桜井 大丈夫とか、どうかという問題ではないけど、あなたの精一杯の誠意は認めてくれるでしょう。元々刑事裁判は、被害者による仕返しの代わりに、国が代わって刑罰を加えるという側面があるんですね。だから、被害者に対する賠償が済んで、被害者の被害感情が和らいでいれば、あえてそれ以上、国がきつい処罰をする必要が無いという訳で、示談が問題になるんです。あなたの場合は十分な任意保険に入っているんで、今示談が出来ていなくても被害者に対する賠償はまったく心配がないんで、その点はいいいんです。ただ、保険だと、加害者は結局、何ら財布の傷みを感じずに、保険会社まかせで済ませられてしまうので、それだと被害者の被害感情を逆撫ですることにもなりかねない。そういう意味では、たとえ僅かでも、あなたの財布の中から、精一杯のお見舞金を支払って、謝罪の気持ちと慰謝の気持ちを表したということは大事なんですね。

斎藤 わかりました。渡辺さんには、ぜひ私の手からお見舞金をお渡ししたいと思います。

(事務員がやってきて、桜井に何やら耳打ちする)

桜井 (事務員に)わかりました。(斎藤に)渡辺さんがお見えになったようですよ。そうだ、あなたはこちら側に座って戴いた方がいいでしょう。(と言って、下手へ去る。斎藤は反対側のソファーに移る)

(舞台陰で、桜井弁護士と三田佳子弁護士とのやり取りが聞こえる)

桜井 いやあ、どうも御足労を戴きまして。お待ちしております。

三田 遅くなっちゃって済みません。渡辺さんのお子さんが急に具合が悪くなっちゃったそうで、ちょっとバタバタしちゃったんですの。

(桜井、三田、渡辺次郎が現れる。渡辺は現れた途端、「お邪魔します」という風に軽く頭を下げる)

桜井 どうぞそちらへ(と二人を座らせる)。

渡辺さんは斎藤君は初めてでしたかな。

三 田 いえ。保釈になってからお線香を上げに来て戴いているそうですから、顔は御存じですよ(と、渡辺に。渡辺は軽くうなづく)。

桜 井 渡辺さん。この度はとんだことで、心から御悔やみ申し上げます。さぞがっかりなさっていらっしゃることと存じます。それで、斎藤君も決して余裕がある訳じゃ無いので本当に些少で恐縮なんですけど、御詫びの印にお見舞金を受け取って戴きたいんです。本来なら、賠償金を直ぐにでも御支払いしたいんですけど、保険会社の方の都合で遅くなっていて申し訳ありません。

(渡辺は、黙って下を向いたままうなずいている。)

三 田 本当は渡辺さんは、「見舞金なんか受け取る気持ちにはなれない、花子さんを返して欲しい」って、なかなか承諾して貰えなかったんです。でも、ようやく、気持ちの整理をつけていただいたんです。

渡 辺 (ゆっくりと、ぼそぼそと)先生には、色々心配してもらって、すみませんでした。

死んでしまった者は、・・・もう帰ってきませんし。わたしがどんなに帰って来て欲しいと願っても、死んだ者は・・・聞いてはくれませんし。寂しいとか、悲しいとか、そういうことじゃなくて、やり直しのきかない残念な気持ちというか、運命に対する悔しさというのか・・・。やり切れなくて・・・。

桜 井 本当に渡辺さんのようなお立場になられた方でないと、渡辺さんのお気持ちは理解出来ない程のものと思います。どんなにお詫びしてもお詫びし尽くせるものではありません。

三 田 命をお金に代えることは出来ませんが、一旦起きてしまった事故は、お金で解決するしか無い、つらいことなんですけど。渡辺さんも、ようやく、すこしづつ納得というか、諦めというか、心の整理をして戴けるようになったんです。

渡 辺 花子は、とってもいい女房でした。私が体が弱くて無理できないんで、もう何年もの間、パートで事務の手伝いの仕事をしていたんです。愚痴ひとつ言わずに。最近、独学で勉強して簿記の資格もとって、来月からは、経理の正社員として働くことになっていたんです。・・・すみません。どうしても愚痴になってしまう。人間なんて、本当に弱いものですね。うちは明るい家庭と思ってましたけど、本当は、花子がいたから明るかったんだって分かりました。いつも花子が明るかったから、家の中が明るかったんです。・・・花子が死んでしまっからは、・・・。

(突然、斎藤がソファを降りて土下座する)

斎 藤 渡辺さん、申し訳ありません！許して下さい。本当に申し訳ありません。ぼくが悪かったんです。許して下さい！！(オイオイと泣く声)

(一瞬、三田弁護士が何か言いかけるが、やめて桜井弁護士と顔を見合わせる。三人はぼう然と斎藤を見ている)

(溶 暗)

幕

第三幕 刑事裁判法廷

正面に裁判官席。その前に書記官席。そして証言台。左右に検事、弁護人(桜井)の席(各一名)。弁護人の席の前に被告人席がある。上手客席側に廷吏。

溶明(全開)すると裁判官以外は既に着席している。

ナレーター　　ここは刑事法廷です。斎藤一郎が業務上過失致死の容疑で起訴され、その第一回公判が開かれようとしています。向かって左にいるのが検察官、いや、弁護人、あれっ、舞台の奥から見てると向きがこんがらかっちゃうけど・・・。えと、ちょっと待って下さいね、今、出ていっちゃいますから。

(とって、ナレーターが突然舞台に現れる。ナレーターは奇抜で派手で笑ってしまう衣装を付けている。ピエロ役である。)

どうもどうも、失礼をば致します。あんまり目立つのが好きで無かったんで、いままで陰に隠れていたんですが、お今晚は、と。はは、やっぱり舞台に出て来ないと説明がむんずかしくってねえ。

いいですか、こっちにいるのが検察官ですね。この人が斎藤一郎を裁判所に起訴した側ですね。斎藤の行為がこれこれの罪に当たるから調べたうえで処罰されたいと、いう訳ですね。そしてここに斎藤一郎が被告人として起訴されて座っている訳です。それと、こっちにいるのが弁護人ですね。被告人の行為が罪に当たらないとか、当たったとしても被告人にこういう有利な事情があるといって、被告人の弁護をする訳ですね。もちろん中央の壇上には裁判官が座るんですけど、まだ入廷していません。裁判官の前にいるのが書記官で、裁判の記録を作成する人です。右にいるのは廷吏といって、裁判官の指揮にしたがって法廷の管理をする職員です。

まあ、刑事法廷では、起訴された人に対して、有罪か無罪かが審理され、有罪なら死刑や懲役、禁固、罰金等の刑罰が科される訳ですので、当然、厳粛な雰囲気になりますね。

おっと(と急に小声になる)。そろそろ裁判官が入廷するみたいです。それじゃ、わたくしはこの辺でおいとま致します。失礼。(そそくさと退場)

(裁判官が入廷する)

廷 吏　　起立!(全員起立し、礼をして着席)

裁判官　　被告人、前に出なさい。(斎藤が証言台の前に出る)名前は。

斎 藤　　斎藤一郎です。

裁判官　　本籍は。

斎 藤　　千葉市中央1丁目1番地。

裁判官　　住所は。

斎 藤　　本籍と同じです。

裁判官　　職業は。

斎 藤　　運転手です。

裁判官 生年月日は。

齋藤 昭和37年5月3日です。

裁判官 それでは、ただ今から、君に対する業務上過失致死被告事件について審理を始めます。最初に検察官が起訴状を朗読するからよく聞いていなさい。それでは検察官どうぞ。

検察官 公訴事実。

被告人は、平成2年1月20日午後3時30分頃、千葉市大手町2丁目10番地先路上を、普通貨物自動車を運転して千葉駅方向から四街道方向に向けて進行中、制限速度を遵守し、前方の安全を確認して進行すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、制限速度時速40キロメートルを15キロメートル上回る時速55キロメートルの速度で進行し、かつ運転席内に落ちたライターを拾うことに気を取られて自車前方の安全確認を怠った過失により、折から道路左側の路地から足踏み式自転車を運転して右道路を左折しようとして進行してきた渡辺花子を五メートル前方にようやく発見し、急制動するも間に合わず、自車前部を同人に衝突せしめて同人に脳挫傷の傷害を負わせ、もって同年1月30日午前0時20分、死亡するに至らしめたものである。罪名および罰条。業務上過失致死罪。刑法第211条前段。罰金等臨時措置法第2条、第3条。(検察官は座る)

裁判官 はじめに被告人に注意しておきます。被告人には黙秘権がありますので、答えたくないことに答えないことも出来ますし、この法廷で終始黙っていることも出来ます。反対に言いたいことがあれば、自由に発言することも出来ます。但、この法廷で発言したことは、被告人にとって有利にも不利にも証拠とされることがあるから、注意して下さい。

ただ今検察官が読み上げた公訴事実を聞きましたね。この中で、何か違う点、主張したい点がありますか。

齋藤 いいえ、違う点はありません。その通りです。

裁判官 弁護人のご意見はいかがですか。

桜井 基本的には被告人の述べたとおりです。但、本件は、被害者が突然自転車で飛び出したことが直接の事故原因であり、被告人の速度違反、前方不注視の過失は、相対的に小さかったものと考えます。

裁判官 すると、被告人の過失と事故、被害者の死亡との因果関係を争われる訳ではないんですね。

桜井 被告人が被害者を発見した場所が道路中央付近だったこともあり、制動のおくれの過失があったことは認めざるを得ないということです。

(ナレーター登場)

ナレーター どうですか。裁判はこんな風に進みます。初めに被告人の名前などを聞きましたが、これが人定質問です。法廷にいるのが間違いなく被告人本人かを確認するための手続ですね。そして検察官によって起訴状の朗読が行なわれました。これは、起訴した検察官が、どういう事実を問題としているのか、どういう事実について審理して欲しいのかを特定するものです。これに

よって、被告人には防御の目標が与えられますし、裁判所には審理対象が確定されることとなります。

それから、この段階では、裁判所には、一枚の起訴状だけしか提出されていません。ですから裁判所は、その起訴状に書かれた審理の対象しかすることができないんですね。これを起訴状一本主義といいます。これは、裁判所に、事前に証拠などを見せて予断をいだかせるのを防ぐための制度です。ですから、裁判所は、第一回公判以降に、初めて証拠等に接することになります。

さて、この後、法廷では、検察官による冒頭陳述、これは公訴事実を更に肉付けする具体的な事実関係の主張ですが、これが行なわれ、更に検察官から証拠の取り調べが請求されているようです。

法廷は、まだ続いているようなので、ちょっと見てみましょう。(と舞台端に寄って法廷をのぞく恰好)

裁判官 検察官請求の証拠に対する弁護人のご意見はいかがですか。

桜井 はい。甲一号ないし甲八号証は同意します。甲九号証ないし甲一〇号証は不同意です。

裁判官 それでは同意書面について取調べを致します。検察官、要旨を述べて下さい。

(検察官が立ち上がって、何やらペラペラしゃべっている様子。ナレーターがもう一度中央に進み出て解説する)

ナレーター 本来法廷では、それぞれの体験者が、体験事実を直接証言すべきですが、これを簡略化したものが供述証拠、書証です。供述証拠の場合、体験事実を書面にまとめた訳ですから、場合によっては、不正確な記述、あるいは間違った記述が入り込む可能性があります。ですからこういう証拠の場合には、相手方、この場合には被告人、弁護人がその取り調べに同意しない限り、原則として証拠とする事が出来ないことになっているのです。弁護人らが同意しない場合には、原則どおり証人として尋問することになります。

今、検察官が述べているのは、弁護人が同意した書面の要旨の朗読です。これも正確には全文を読み上げるべきですが、それは後でじっくり検討して貰うこととして、とりあえず法廷では時間の効率化のために要旨の告知をするのが普通です。

さて、証拠の取り調べが終わったようですね。(と、再び、舞台の端からのぞく恰好)

裁判官 検察官、不同意の書証についてはどうされますか。

検察官 いずれも撤回して、証人申請致します。

裁判官 この三人を証人として請求される訳ですか。弁護人いかがですか。

弁護人 然るべく。

裁判官 それでは次回にこの三人を証人として取り調べることにいたします。

廷吏 起立！(全員立ち上がって、礼。)

(溶 暗)

(ナレーターのみベビースポットに照らされて、舞台中央へ)

ナレーター さて、こうして第一回公判が終了しました。お聞きのとおり、次回公判で三人の証人を尋問することになりました。いずれも本件事故を目撃した人のようですね。それでは、ここで、タイムマシンを使って、ちょっとばかり時間を前に進めさせて戴いて(と、四角い箱をいじくる恰好)、第二回公判の様子を覗いて見ましょう。(と、舞台袖へ消える)

(溶 明)

再び、法廷の場面である。証言台に証人尾崎直道が立っている。検察官が立ち上がって盛んに尋問中であるが、声は聞こえない。パントマイムである。

ナレーター(声のみ)

この証人は、前回検察官が申請した目撃証人です。被告人の運転していた自動車がどのくらいのスピードだったのか、事故前のブレーキのかけ方がどうだったのか等を質問されています。被告人の過失が事故の大きな原因であることを言わせようとしているのです。

(検察官が座り、裁判所が弁護人に何やら話しかけると、弁護人が立ち上がって尋問を開始する。パントマイム)

や、検察官の尋問が終わったようですね。検察官の主尋問に続いて、弁護人から反対尋問が行なわれます。主尋問だけだと、誘導等によって証言が歪んだものになりがちです。反対尋問は、これを防ぐために認められているのです。反対の立場からの尋問にきちんと答えられるか否かが、証言の信用性の裏付けとなるのです。

(突然、パントマイムが終了して法廷の声が聞こえる)

桜井 すると、あなたは被告人の運転していたトラックは見ていたが、被害者がどこからどのように道路上に出てきたのかは、はっきりとは分からないという訳ですか。

尾崎 そうですね。トラックが私の目の前を通り過ぎたので、何となくトラックを目で追っていたら、突然、急ブレーキの音がして、ほとんど同時に自転車とぶつかる音がしたんです。

桜井 被害者がどうして道路中央付近にいたのかは分からないということですね。

尾崎 目の前のトラックを見ていたので、左側を注意して見ていた訳じゃありませんので。

桜井 あなたは警察で事情を聞かれたことがありましたね。

尾崎 はい。

桜井 その内容を警察官が調書にして、あなたはそこに署名捺印しましたね。

尾崎 はい。

桜井 その調書の中に、こんな下りがあります。

『この道路に左からぶつかる路地がありますが、その路地から自転車に乗った中年の女の人が出てきて、ゆっくり左折したなと思っていたら、突然、私の右側から、その女の人の方へ凄いスピードでトラックが走っていき、危ないと思った瞬間には、もうその女の方は轢かれていたのです。ほんの一瞬の出来事だったので、トラックはかなりのスピードを出していたのだと思います。女の人が飛び出したようなことは無かったと思います。』

こんな風に書かれているのですが、覚えていますか。

尾崎 ちょっと、はっきりとは覚えていません。

桜井 「はっきり覚えていない」が、あなたの説明した通りに書いてありますか、それとも違いますか。

尾崎 女の人がゆっくり出てきたとか、言った覚えはないんですが・・・。

桜井 するとあなたの記憶としては、案那人がどうして道路の中央付近にいたのかは、よく分からない、そこは見ていないという、先程の証言の方が正しいんですね。

尾崎 そうだと思いますが・・・。

桜井 ところで、あなたは目撃されたとき、立ち話をしていたと、おっしゃいましたね。

尾崎 はい。

桜井 誰と、どんな話をされていたんですか。

尾崎 商店会の方がハワイに行ってきたということで、お土産を持ってきてくれたんですね。ちょうど、私の店の近くでバッタリ会ったものですから、そのハワイの話なんかしていて・・・。

桜井 大分、話も弾んだんですか。

尾崎 その、向こうでゴルフをやったとかで、そんな話していましたから・・・。

桜井 被告人のトラックがかなりのスピードを出していたとおっしゃいましたが、そのトラックをはじめて見たのはどの時点ででしたか。

尾崎 どの時点と言われても、・・・私の目の前をスピード出して通り過ぎたというか・・・。

桜井 すると、あなたの目の前を通過するのを見たのが、そのトラックを見た最初ということですか。

尾崎 はい、そうですが。

桜井 あなたとしては、目の前を通りすぎるトラックに気付く前は、違うところを見ていたんじゃないですか、たとえば、その商店会の人顔とか、お土産とかに目を向けていたんじゃないですか。

尾崎 そりゃあ、話をしていたんですから、そっぽ向いている訳じゃないんで・・・。

桜井 それじゃあ、被告人のトラックがどの位のスピードだったかを確認することは難しいと思うんですが、どういう根拠で「かなりのスピードだった」という風におっしゃるんですか。

尾崎 いや、ゆっくりだったら、少しづつ移動するので、ああゆっくりだなと思うんですけど、一瞬の内に通り過ぎたから、ゆっくりじゃない、かな

りのスピードだったと思っただけです。

桜井 それじゃ、こう聞きましょう。あなたも車の運転されますね。(尾崎、うなずく)。「かなりのスピード」というのは、大体、時速でいうとどれ位だったかわかりますか。

尾崎 時速といわれても、何十キロかっていわれると、ちょっと・・・。

桜井 はっきり言えない。

尾崎 はい。

桜井 それじゃあ、その道路を走っている他の車のスピードと比べてどうでしたか。極端に速かったとか、そうでもなかったとか・・・。

尾崎 いや、あそこは確か四〇キロ制限だったと思いますが、一応、細いけど歩道もあるし、ほとんどの車がスピード出してますから・・・。

桜井 僕も現場へ行ってみました、ほとんどの車が六〇キロ前後のスピードを出していますね。

尾崎 ええ、それ程危険な道路でもないんで、その位はみんな出していますね。

桜井 すると、被告人のトラックも、その位のスピードだった、他の車と同じ位のスピードだったという訳ですね。

尾崎 そうだと思いますが。

桜井 もう一点うかがいますが、今回の事故を目撃された方は、沢山いらっしまったんですか。

尾崎 目撃したかどうかはあれですけど、何人も、事故現場付近に人はいましたね。事故直後にたくさん人が集まってきていましたし・・・。

桜井 その人たちと、事故の原因が何だったのかについて話したことはありませんでしたか。

尾崎 ええ、やっぱり自転車が急に飛び出したってことは、何人かの人が言っていましたけど・・・。

桜井 すると、あなた自身は見ていないが、飛び出しが事故の原因だという目撃者が複数いる訳ですか。

尾崎 ええ、まあ・・・(とまどう)

(急速に、溶暗)

溶暗中の法廷場面にナレーターが登場する。ナレーターのみスポット。

ナレーター さて、この刑事裁判では、その他にも何人かの検察側証人が尋問を受けました。そこで一応、検察側立証は終了し、弁護人側からは、被害者が飛び出したことを立証するための証人がふたり申請され、尋問されました。もちろん、被害者の遺族に斎藤一郎が見舞い金を贈った領収証も提出され、最後に斎藤一郎に対する被告人本人尋問が行なわれて裁判が結審されました。

この証拠調べの結果を踏まえ、検察側から、懲役二年の求刑をする論告がなされ、弁護人側は、被告人の責任が小さいこと等を理由として、執行猶予判決が妥当だとの弁論が為されました。そして、いよいよ、判決が言い渡さ

れる日が来ました。

おや、既に裁判官も入廷しているようですね。

(そそくさと、舞台の袖へ去る。)

(舞台には、いつの間にか斎藤一郎が証言台に立っている。舞台、急速に溶明)

裁判官 それではただいまから、被告人斎藤一郎に対する業務上過失致死被告事件について、判決を言い渡します。

主文。被告人を懲役一年六月に処する。但、この裁判確定の日から三年間、右刑の執行を猶予する。訴訟費用は被告人の負担とする。

罪となるべき事実は、以下のとおりです。

被告人は、平成二年一月二〇日午後三時三〇分頃、千葉市大手町・・・。

(溶 暗)

溶暗と同時に幕が下りる。場内は真っ暗である。溶暗直後に、すかさずナレーションが入る(幕閉めと重なる)。この間に、舞台が転換する。

ナレーター さて、刑事裁判は、以上のようにして終了しました。

(音楽、静かに始まる)

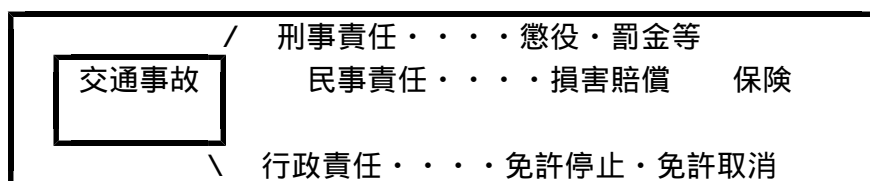
斎藤一郎の行為は、業務上の過失行為に該当し、その為に渡辺花子が死亡するという結果が生じたので、斎藤は有罪であるが、被害者にも飛び出しという過失があったこと等を考慮し、執行猶予付きの懲役刑が言い渡されたのです。

この執行猶予という制度は、こういうことです。その猶予期間を無事に過ごせば、刑の言い渡しそのものの効力が無くなり、したがって懲役に行くことも無くなるし、前科も無いこととなりますが、一方、この期間内に、再び犯罪を犯し、刑事責任を問われるようなことになれば、執行猶予が取り消され、言い渡された刑罰を実際に受けることになる、というものです。

直ちに実刑にする弊害を防止するとともに、本人の自覚と努力を促して更生を図るための制度と言うことが出来るでしょう。

斎藤一郎は、渡辺花子の死亡という重大な結果にもかかわらず、刑の執行を猶予され、もういちどやり直すチャンスが与えられた訳です。この判決に対して、どうやら、検察官が控訴をしなかったので、斎藤一郎の執行猶予刑が確定したようです。

(スライド登場。幕に映す。



などと書かれている)

ナレーター　しかし、斎藤の責任は、これだけで終わった訳ではありません。刑事責任については、決着がつかいましたが、民事の賠償責任はこれとは別です。執行猶予がついても、損害賠償責任が免除される訳ではないのです。

斎藤一郎は、その過失によって渡辺花子を死亡させました。当然、これによって被害者及び遺族が被った有形無形の損害を賠償する義務が生じます。そのときのために、自賠責保険、いわゆる強制保険に上乘せする形で、任意の自動車保険への加入が勧められています。任意保険に入っていれば、いざというときに、被害者に対して、きちんとした賠償が出来ますし、他方、加害者にとっても、一生を賠償のために台なしにすることも無くなります。保険会社は、加害者が負担した賠償義務を、代わりに果たしてくれるからです。

ただ、損害賠償とはいっても、一体、幾らを支払うべきなのかという点は、かなり紛糾することがあります。加害者が、被害者と勝手に示談をしても、その額が妥当だとされなければ保険会社は保険金を支払いません。そのため、保険会社では普通、被害者との交渉を加害者に代わって行なうサービスを、実施しています。これなら、話し合いで決まった金額を保険会社がそのまま支払うので、簡便です。

(スライド消える。真っ暗な中で、幕がゆっくり開く)

ナレーター　しかし、そうはいつでも、被害者にも過失があるような場合には、なかなか賠償額が決まらないことがあります。本件でも話し合いが付かず、結局、被害者の遺族が訴訟を起こし、民事裁判ということになりました。

裁判には、保険会社の顧問弁護士明智五郎が被告斎藤一郎の代理人として出頭しています。被害者の遺族である原告渡辺次郎の代理人は三田佳子弁護士です。この両者によって、賠償額が争われています。

(溶　　明)

裁判官室である。中央に応接セットがある。真ん中に、裁判官が座り、両側に当事者代理人が座っている。

三者がパントマイムでしゃべっている。話は聞こえない。裁判官が何かを言い、原告代理人が答え、今度は裁判官が被告代理人に話をして被告代理人が答えているというような恰好である。

ナレーターが現れる。

ナレーター　はい、ここは民事裁判の担当裁判官のいる裁判官室です。

民事裁判が始まったものの、賠償は結局はお金の問題なので、金額で折り合うことが出来れば、その方が早いし、円満に解決することになります。

(六法を取り出し)民事訴訟法にも「裁判所は訴訟のいかなる程度にあるを問わず、和解を試み、または受命裁判官もしくは受託裁判官をしてこれを試みしむることを得」と書かれています。

このケースでも、刑事裁判の記録が民事法廷に提出され、事実関係が或る

程度明らかになったので、和解の可能性が探られています。和解の話し合いは、法廷ではなく、このような裁判官室、あるいは和解用の特別の部屋で行なわれます。裁判官も、黒い法服を脱いで、あくまでもザックバランな話し合いを目差します。(と、袖へ消えていく)。

裁判官 分かりました。それじゃあ、これまでの双方の主張をちょっと整理してみますよ。違ってたら、言って下さいね。

まず、逸失利益の計算方法について、渡辺花子さんがパートでも働いていた給与を基準にするのか、あるいは経理の正社員として就職が決まっていたことを前提に計算するののかという問題、これが第一点ですね。

そして次が慰謝料の額。原告側は二、〇〇〇万円、被告側は一、五〇〇万円でしたな。

最後に被害者の過失をどう見るのかという点。具体的には原告側は過失二割を認めているが、原告側は四割の減額を主張、と、大体。こんなところですわな。(両者うなづく。)

まあ、前回それぞれにお話した点ですが、検討されて来ましたか。それじゃあ、別々にお話を伺いましょうか。じゃ、原告さんの方から。

(明智は退場する)。

三 田 あの、渡辺さんご本人も見えてますけど・・・。

裁判官 それじゃ、入って貰って下さい。

(三田もうなずいて退場。直ぐに三田と渡辺が登場し、ソファーに座る)。

裁判官 どうですか。前回お話した点については検討して戴けましたか。

三 田 はい。花子さんは、簿記の資格をとって正社員として就職することになっていた矢先の事故ですので、判例の考え方からいっても正社員の給与を基準とするのが当然だと考えています。ですから、パートタイマーの賃金を前提とする被告さんの計算方法は納得出来ません。

それから慰謝料額も、こちらが主張しているのは、弁護士会を出している基準額に基づいているもので、決して高いものではありません。それに、花子さんは、家計を助けていることもありましたので、実質的には一家の大黒柱に準じていたので、二、〇〇〇万円というのはむしろ低額に失っているのではとも思っている位です。被告さんのお出しになっていらっしゃる金額は、何を根拠にされているのか分かりませんが、低すぎると思います。

それから、過失相殺の点についても、せいぜい二割減額ということしか認められません。確かに飛び出しの点は認めますが、前方不注意が無ければ事故は起きなかった訳ですから・・・。

裁判官 (ちょっと考える仕種)

そうですか。

まあ、このまま平行線じゃ、いつまで立ってもまとまらないので、ざっくばらんに裁判所の考え方をちょっとお話させて戴きたいんですが。

三 田 はい、お願いします。

裁判官 どうでしょうね。第一の点については、正社員の給与を前提とする、これ

は裁判所も適当だと思っています。ただ、第二の点、第三の点については、検討すべき事があると思っていますね。

第二の慰謝料の点ですが、一、六〇〇万円位が妥当じゃないでしょうか。裁判所も色々過去の例を調べてみましたけど、なかなかあなたがおっしゃるような額のものはないようなんですな。まあ、被告が言っておられるのも確かに低いとは思いますが、どうでしょうね、この程度では。

それから過失割合の点ですが、自転車と自動車の出会いがしらの事故、それも自転車の方が狭い路地から出ていった、しかも飛び出しということになると、むしろ逆六・四が基準、それも被害者に不利な方向へ更に修正されるということになりますな。

三 田 それは純粹の出会いがしらの場合ならそうかも知れませんが、本件では自転車が道路に出ていってから、後から、前方不注意のまま自動車が走ってきて事故が発生した訳ですので、そのまま妥当するわけじゃないと思っています。

裁判官 それはそうです。自動車にも速度違反と前方不注視の過失がありましたので、それは加害者側の責任加重要素になります。つまり、既に被害者が道路に出てきていたこと、だから加害者の方で速度を落とすなり、ハンドルを切るなりして事故を防ぐべきだったのに、前を見ていないから遅れてしまった。これは、当然加害者側の加重要素に成ります。が、加害者は優先道路を走っていたこともあります。

(三田が何かを言おうとするのを手で制して)

まあ、聞いて下さいな。だから、裁判所としては、ザックパランなところ七・三の過失割合ということを考えているんですが、どうでしょうね。被害者の過失が三割あった、だから三割減額するということでは。

(三田、渡辺の方を見、渡辺と顔を合わせるが、渡辺は何も言わない)

三 田 それじゃあ、また、一度考えさせて戴いて宜しいでしょうか。

裁判官 それはもちろんです。それじゃあ、あちらで検討して戴いて、ちょっと被告と代わって戴けますか。

(三田と渡辺が去ると、ややあって明智が斎藤一郎と一緒に入ってきて着席。)

裁判官 お待たせしました。どうですか。花子さんの就職が決まっていたこと、確認がとれたということでしたね。

明 智 ええ、確かに二月から経理の正社員に採用されることになっていたようです。

私の方でも確認しました。

裁判官 じゃあ、その点についてはいいですね。正社員の給与を基準にするということ。

明 智 はい、結構です。まあ私共の方でも譲歩している訳ですので、後の点については、何とか当方の主張を認めて戴きたいものですな。

裁判官 慰謝料の点ですが、前回申し上げた点は、検討されましたか。

明 智 いや、保険会社の基準ではあれが精一杯だったんですが、裁判所からのお

話しだからと、無理に担当者に検討して貰いました。しかし、色々検討してみても、なかなかむずかしいんです。それにこの斎藤君の方で、渡辺さんに既にお見舞い金も支払っていますんで・・・(と、突然、斎藤一郎が横から口を挟む)

斎藤 先生、それは別ですから・・・お見舞い金のことは入れないで貰いたいです。

あれは僕の気持ちですから・・・。

(裁判官はげんな顔で見ている)

明智 いや、どうも、お見舞い金は、斎藤君の方で、気持ちだからということで払ったものらしいんです。だから後で賠償金額から引くなということで。それは当事者がそういうことをすることを私共の方でダメだとは言えませんし、賠償額から引くつもりも無いんですが、まあ、被害者の遺族の方の被害感情という点、被害意識とい点では、お見舞い金で多少とも和らいていることは確かですので、そこいら辺を言っているだけなんです。

斎藤 いや、お願いします。(思い詰めたように)お見舞い金は別なんです。あれは僕が個人的に気持ちとして受けとってもらったんです。渡辺さんに、厭がるのを無理にお願いしたんです。お願いします。あれは別にして下さい。

(裁判官と明智は顔を見合わせる)

裁判官 どうですかね。被告本人がああおっしゃってるんですから。

明智 いや、私の方も、その点を無理に主張している訳じゃないので・・・。

裁判官 それでね、明智さん、実は私の方で、考えている事があるんですがね。まあ、こんなこと騙しあいみたいなことやっていてもしょうが無いし、被害者の迅速な賠償という点でもね、やっぱりここはザックバラに話した方がいいと思うんですよ。被告だって、速くこんなことから解放されたいでしょう。

斎藤 渡辺さんには、申し訳無いと思っているんです。保険の方にも都合があるとは思いますが、出来るだけ沢山、渡辺さんに賠償を払って戴きたいと、思っています。(といて頭を下げる)

裁判官 まあ、それでね、裁判所の考えを言わせて貰いますとね、どうでしょう、慰謝料については、あと一〇〇万円乗せて一、六〇〇万円。いいところだと思んですがね。それと、過失相殺の点、三割減額ではどうですか。被害者にも重大な過失はありましたが、やっぱり自動車の方の前方不注意が無ければ事故は防げたと思うんでね。

斎藤 お願いします!!

(と頭を下げる。下げっぱなし。明智は困惑した顔をしたまま・・・)。

(溶 暗。 音 楽。)

ナレーター さて、こうして和解は成立しました。刑事裁判記録によって証拠調べ手続の手間が省かれたので、提訴から八箇月で和解成立というスピード解決でした。

渡辺花子が将来働くことによって得られた筈の収入が死亡によって得られなくなってしまった損害、これを逸失利益といいます。和解では、花子が簿記の資格を取って正社員として就職することになっていたことが認められ、正社員としての給与を基礎に逸失利益が算定されました。もし認められなければ、パートタイマーとしての安い賃金に基づいた逸失利益しか請求出来ないところでした。

また、慰謝料についても、過失割合についても、原告と被告の双方の主張を考慮し、実質に基づいた調整がなされて、双方がそれなりに納得した形で、円満な和解が成立したのです。

裁判所で和解が成立しますと、これを書記官が調書に整えます。この和解調書は確定した判決と同じ強い効力があります。万一、被告が決まった通りの賠償金を支払わない場合には、原告は和解調書に基づいて強制執行することも出来ます。

しかし、そのような事故も無く、和解金はそれから間も無くして、渡辺次郎の口座に全額送金され、事件は無事に終了しました。

(溶 明)

明るい音楽とともに溶明する。

舞台はいつの間にか喫茶店に変わっている。中央のテーブルで斎藤一郎が一人でコーヒーをすすっている。そこへ、桜井太郎弁護士が入ってくる。

桜 井 やあ、遅くなっちゃってゴメン。前の事件が長びいちゃったもので・・・。
(コートを脱いで座る)。どう元気。

斎 藤 (ちょっと、立ち上がる仕種をしてから再び座る) どうも済みません、お忙しいのに無理言って。御蔭様で元気にやっています。

桜 井 そりゃあ良かった。君は随分とまじめなところがあるから、実は、心配しないでもなかったんだ、下手して自殺なんか考えないだろうなって。

斎 藤 色々とありがとうございました。それで、実は、お電話でもちょっと申し上げましたが、民事の裁判の方が、ようやく終わったんで、それでぜひ先生にご報告しなきゃって思って・・・。

桜 井 そうだってね。しかし、早く解決して何よりだよ。保険会社が渋ちんだとなかなか解決しないこともあるんだけどね。

斎 藤 私の方は、何とか保険会社にたくさん払ってくれるようにって、お願いしてたんですが、そう簡単でも無かったみたいで。

桜 井 そりゃあそうさ。保険会社だって商売だし、担当者の判断でいい加減に決めることもできないさ。

斎 藤 でも、なんとか渡辺さんの方にも納得して戴けたみたいで、本当に良かったと思っています。それで、これ、つまんないものなんですけど(と、ダンボール箱を重たそうに持ち出す)、実はお餅なんですけど、先生にぜひ食べていただけて、田舎の祖母から送って来たんです。ご迷惑かもしれないんですが、受けとって戴けないでしょうか。

桜 井 いやあ、そんなに気をつかって戴いちゃって、申し訳ない。たしか、君の田舎は新潟でしたよね。

斎 藤 はい、新潟の田舎なんですけど、お米何かはとってもおいしいんです。

桜 井 それじゃ、遠慮なく戴きます。(と受け取る)
(そこへ、斎藤一郎の恋人の工藤静香が入って来る。二二才位の 美しい女性。工藤は、二人を発見するなり、そばへ寄ってくる。斎藤が立ち上がって工藤を招き座らせようとする)

桜 井 (斎藤に)どなた。

斎 藤 ご紹介します。私の婚約者で工藤静香さんって言います。今度の事件でぜひ先生にお礼を言いたっていうもんで・・・。

工 藤 あ、はじめまして、工藤と申します。この度は、斎藤さんが大変お世話になりました。本当にありがとうございました。(と頭をさげる)

桜 井 いや、桜井です。恐縮に存じます。いや、斎藤君っていう人は取っても出来た人だと思っていたけど、あなたのようなかわいい恋人がいたんじゃ、どんどん優等生になっちゃう筈だ。いやね、斎藤君のようなまじめな人は珍しい、下手すると今度の事件で責任感じて自殺でもしちゃうんじゃないかって、僕なんか単純だから、本気で心配していたんですよ。いやあ、あなたのような人がいるって知っていれば、そんな心配しなくてすんだのに。

斎 藤 すみません。本当はもっと早くご挨拶に行かなきゃいけなかったんですけど。実は、私達、この秋に結婚することになったんです。

桜 井 そりゃあ、おめでとう。

斎 藤 あちらの方は亡くなられているのに、こっちばかり結婚なんて、申し訳ないって思ってたんですけど・・・。

桜 井 それとこれとは別だよ。第一、静香さんという相手のあることだしね。それに、結婚して、二度と同様の失敗が出来ない環境を作ることだって、意味あると思うなあ。

工 藤 本当に先生の御蔭です。ぜひお礼を申し上げたくって。

桜 井 とんでもない。そんなことはありませんよ。二人の力の勝利です。あっそうか、だけど、例のお見舞い金で結婚資金はたいちゃったんじゃ無かったの。

斎 藤 そうなんです。だから本当は結婚もしばらくお預けだったんですけど、立派な式なんか挙げなくたっていいって・・・(と工藤を見る)。

工 藤 生意気かも知れないけど、二人で頑張れば、何とかやっていけるんじゃないかなって・・・。

桜 井 いやいや、生意気なんかじゃない、でもちょっと半生ぐらいかな。(三人笑う)。でもお見事、それ位のファイトがあれば、大丈夫。半生、万歳さ。いや、いいなあ、君らには未来ばかりだなあ。ぼくも、どっかでかわいい愛人でも見付けっかなあ。

斎 藤 先生、ダメですよ。先生にはかわいらしいお嬢さんがいらっしゃるじゃないですか。

桜 井 そうそう。そのかわいらしいお嬢様が僕のア・イ・ジ・ン。

(三人が声を挙げて笑う)

(幕)